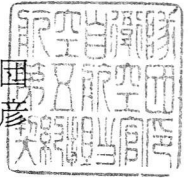


入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
第37号 令和6年4月18日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



1 工事概要

- (1) 工事名 #88防水改修工事
- (2) 工事場所 航空自衛隊下甕島分屯基地
- (3) 工期 契約締結日～令和7年3月31日
- (4) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」、「塗装」又は「防水」で級別の格付を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記3の等級）がA～D等級又は、「塗装」、「防水」に係る等級がA～C等級であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊第5航空団（新田原基地）会計隊契約班 高橋
TEL 0983-35-1121（内線5735）
FAX 0983-35-1805

(2) 入札説明書等の交付

ア 交付期間

令和6年4月18日から令和6年5月10日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付書類

入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの。

エ 交付方法

手交又は郵送

なお、仕様書については、公告とともに公示している場合は、新田原基地ホームページの調達情報から入手可能である。

(3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月10日 午後1時00分

イ 提出方法

持参又は郵送

(4) 入札書等の提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月17日 午後1時00分

イ 工事費内訳明細書の提出

工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第6項第4号に示すもの）又はその写しを提示する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日 午前10時30分

イ 場所

航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券、又は履行保証保険契約に係る証券による保証を付するものとする。（契約不適合特約（1年間）を付したものに限る。）この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 契約書作成の要否
要

(9) 適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。

(10) 資料のヒアリングを行う場合がある。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

入 札 書

工事名（業務の名称）：# 8 8 防水改修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって工事に係る入札及び契約心得・契約条項を承諾の上、入札します。

令和6年5月21日

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

令和6年5月21日

委任状

受任者

営業所等名

役 職

氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：#88防水改修工事

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

契約担当官

航空自衛隊第5航空団

会計隊長 越智 靖彦 殿

仕 様 書

- 1 件 名 : # 8 8 防水改修工事
- 2 工事場所 : 航空自衛隊 下甕島分屯基地
- 3 工事概要 : 屋根及び外壁塗膜防水改修
- 4 工事内容及び数量 (基準)

施 工 内 容	仕 様 等	数 量
外壁塗膜防水改修	RC 造 塗膜防水材	3 3 7 m ²
外壁クラック延長	RC 造 Uカットシール	1 0 9 . 2 m
屋根塗膜防水改修	折板屋根 塗膜防水材	5 7 9 . 6 m ²
建具改修	窓及び扉枠共 かぶせ工法	1 2 箇所
空調用配管、BOX 塗装	鉄鋼面 塗膜防水材	7 . 9 m ²

5 一般共通事項

(1) 準拠図書等

本工事は、本仕様書によるほか、次の関係規定により施工するものとする。

- ア 国土交通省大臣官房官庁「公共建築工事標準仕様書」
- イ 国土交通省大臣官房官庁「公共建築改修工事標準仕様書」
- ウ 国土交通省大臣官房官庁「公共建築設備工事標準図」
- エ 国土交通省大臣官房官庁「営繕工事写真撮影要領」
- オ 国土交通省大臣官房官庁「建築保全業務共通仕様書」
- カ 防衛省制定「土木工事共通仕様書」
- キ その他関連法規

(2) 提出書類

工事に必要な書類は、監督官の指示する様式により遅滞なく提出するものとする。

(3) 工事工程表

- ア 請負業者は、工事の着工に先立ち工事工程表を作成し監督官に提出するものとする。
- イ 工事工程表を変更する必要がある場合は、当該部分の施工に先立ち、監督官の承認を受け修正するものとする。

(4) 施工計画書

請負業者は、総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し監督官に提出するものとする。

(5) 施工図

- ア 請負業者は、工事の着工に先立ち施工図を作成し監督官に提出するものとする。

イ 現場の収まり、取り合いの関係で設計図書によることが困難または不都合な場合は、監督官と協議の上、新たに施工図を作成し、監督官の承認を受け修正するものとする。

(6) 材料の品質等

ア 本工事に使用する材料等は事前に監督官の検査を受けなければならない。また、必要に応じ公共建築改修工事標準仕様書によるほか設計図書に定める所要の品質及び性能の証明となる資料を監督官に提出し確認を受けるものとする。

イ 検査において不合格となった材料等については、直ちに現場外へ搬出するとともに良品と交換し、再検査を受けるものとする。

(7) 工事の記録等

ア 請負業者は、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合、施工の記録、工事写真、見本等を整備するものとする。

(ア) 施工によって隠蔽される等、後日の目視による検査が不可能な場合又は容易でない部分の施工を行う場合。

(イ) 一工程の施工を完了した場合。

(ウ) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合。

イ 工事写真の撮影は、当該工事に関する部分以外の撮影を禁止する。写真は、施工前、中、後及び施工に際し隠蔽となる箇所、使用材料等を撮影し、カラー印刷にてアルバム（A4版）に整理の上、提出するものとする。

ウ 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録するものとする。

(8) 監督検査

ア 監督・検査については、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

イ 工事の既設部分検査、中間検査及び完成検査に当たっては現場代理人の立会を要するものとする。

ウ 請負業者は、次の(ア)から(ウ)に示す要件を全て満たした場合、工事完成通知書及び工事完成検査願を提出の上、完成検査を受けるものとする。

(ア) 設計図書に示す全ての工事が完了していること。

(イ) 監督官から是正を受けた事項について、全て完了していること。

(ウ) 仕様書に定められた提出書類の整備が全て完了していること。

エ 検査に不合格があった箇所については速やかに是正し、再度検査を受けなければならない。

(9) 発生材（有価物）及び産業廃棄物の処理等

ア 発生材が発生した場合は監督官が指示する場所に整理集積し、材質ごとに重量を計測後、発生材調書を添えて引き渡すものとする。

イ 撤去に伴う産業廃棄物は、請負業者の責任において処分するものとし、処分業者の発行する産業廃棄物管理票の写しを監督官に提出するものとする。

(10) 基地内における規定事項の遵守

ア 本工事の実施にあたっての入門及び行動は、交通法規及び基地規則を遵守して行うものとし、工事場所以外への立入りを禁止する。やむを得ず工事場所以外への立入りを必要とする場合は、監督官に確認の上で行うものとする。

イ 火気を使用する場合は、火気使用申請書を提出するものとする。また、その際、消火器等を準備し安全対策の処置を行うものとする。

ウ 工事において使用する水及び電気においては、原則として請負業者が用意するものとする。

エ 仮設の建物を設置する必要がある場合は、監督官と調整し必要な処置を講ずるものとする。

(11) 図書等の取扱い

設計図書等は、施工の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。なお監督官側より交付された設計図書等は工事完成後速やかに返却するものとする。

(12) 工事現場管理

ア 現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。また、工事現場においては常に整理整頓を心掛け、特に危険箇所の点検を実施する等、事故の未然防止に努めなければならない。

イ 請負業者は下請業者を採用する場合は施工体制台帳及び施工体系図を作成し、建設業の許可書及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。

ウ 基地内の施設及び工作物、備品の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、請負業者の負担において原形に復旧するものとする。

エ 道路又はその付近で作業を実施する場合は、標示及び信号を設置する等の安全対策を講じなければならない。

(13) 事故報告

請負業者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は速やかに監督官に報告するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

6 特記事項

(1) 共通事項

ア 仕様書及び図面に記載されていない施工上必要な事項については、監督官と協議する。また、技術上当然施工すべき事項については、請負業者の負担と責任において実施するものとする。

イ 資材置場、駐車場、喫煙場所等は、事前に監督官と調整するものとする。

ウ 作業後は作業場所周辺の清掃を実施し、監督官の確認を受けるものとする。

エ 基地特性上、天候の急変、濃霧又は強風等による施工への悪影響が予想される場合は作業中止とする。

(2) 仮設工事

- ア 施工範囲外に塵埃及び塗料等が飛散しないように養生するものとする。
- イ 足場は枠組本足場とする。

(3) 撤去工事

- ア 既存塗膜除去は屋根及び外壁共にR B種とする。
- イ 浮き部、錆及び脆弱な既存部は確実に除去し、活膜は活かすものとする。
- ウ 既存シーリング材を撤去する時は、目地被着体に沿ってカッター等で切り込みを入れ、出来る限り除去する。
- エ 浮き部等の欠損部周辺の改修工法は、充填工法とする。

(4) 建具工事

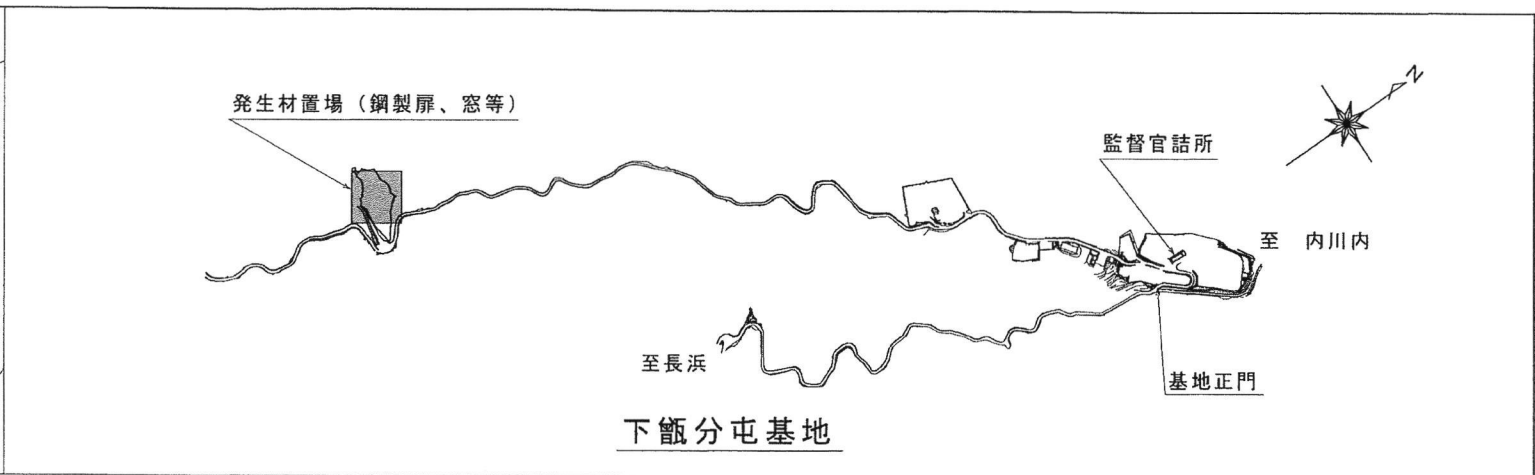
- ア 建具改修は、撤去から更新までの時間を短くし、悪天候時は作業を中止する。
- イ 窓及び扉の建具改修は、かぶせ工法とする。
- ウ 建具周囲のシーリング材は、JIS A 5758 とし、MS-2 とする。

(5) 防水工事

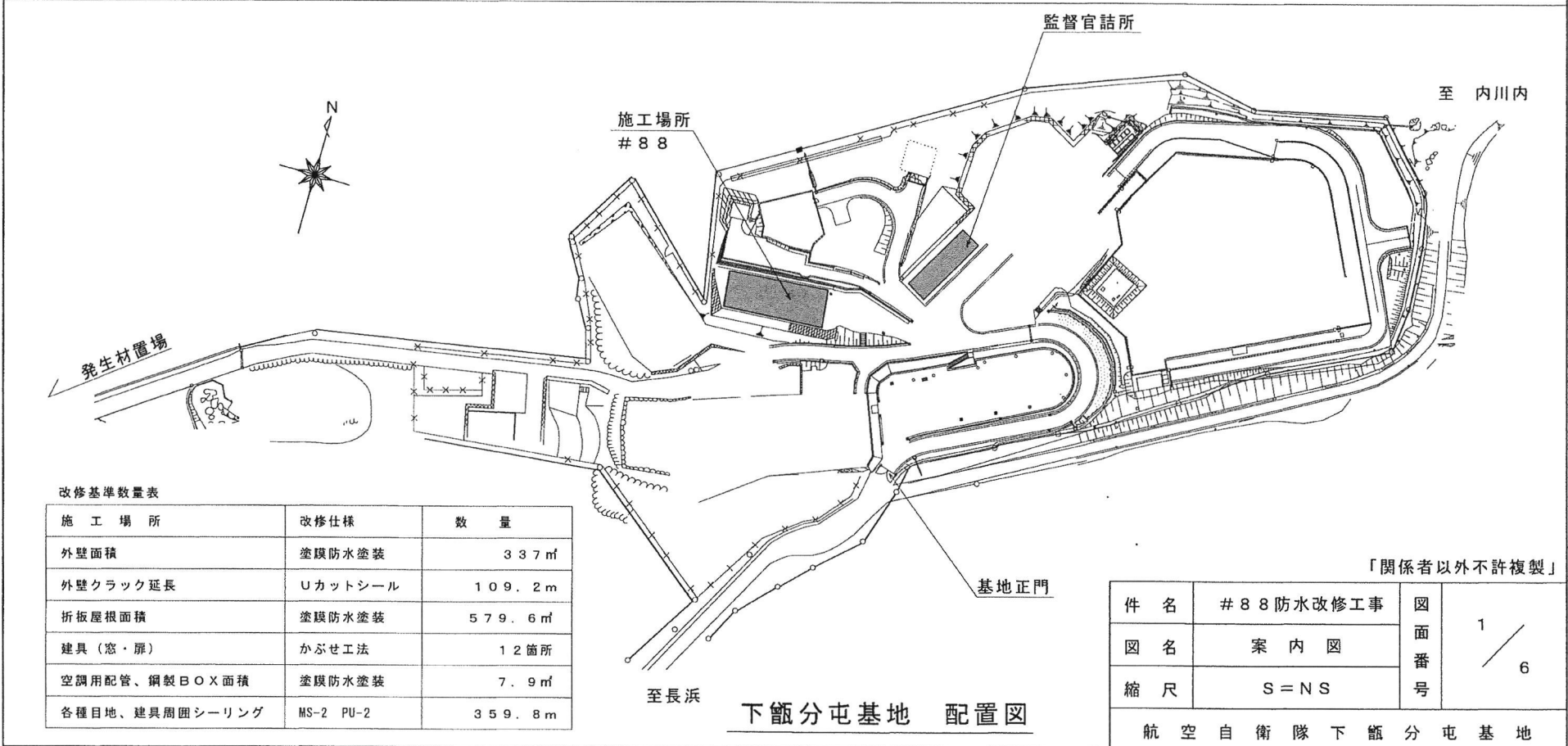
- ア 湿度又は強風が塗膜防水材製造所等の施工基準範囲を超える恐れがある場合は作業を中止する。特に、プライマーの接着不良や、吹付塗料の飛散防止には十分留意して施工するものとする。
- イ プライマー施工前に塵埃等が認められる場合は、確実に塵埃等を除去する。
- ウ 塗膜防水材は JIS A 6021 (建築用塗膜防水材) に基づき、ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水を基準とする。
- エ タテ目地及び打継目地のシーリング材は、JIS A 5758 とし、PU-2 とする。
- オ 塗膜防水に用いるシーリング材は、主材料の製造所の指定する製品とし、事前に監督官の確認を受けるものとする。
- カ ひび割れ部から漏水又は錆汁が出ている場合の改修方法は、監督官と協議するものとする。
- キ 外壁ひび割れ部改修工法は、Uカットシール材充填工法とする。
- ク Uカットシール材充填工法のシーリング材はPU-2 とする。
- ケ 鉄筋等に錆を認めた場合は、鉄筋等の健全部が露出するまで錆を除去し、防錆処理を行う。
- コ 仕上塗材は、JIS A 6909 (建築用仕上塗材) とし、マンセル値 2.5Y7.5/1.5 とし色見本版により監督官の承認を得るものとする。
- サ 防水工事の保証期間は完成検査後 10 年間とし、製造者、施工者及び請負者の三者連名による保証書を監督官に提出するものとする。



案内図



下甌分屯基地



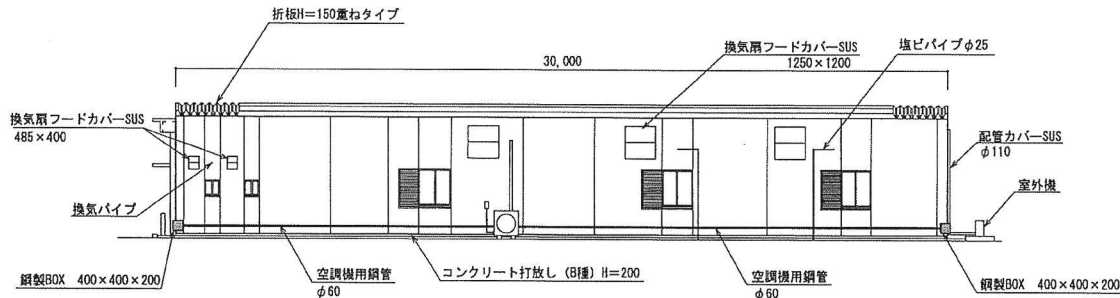
下甌分屯基地 配置図

改修基準数量表

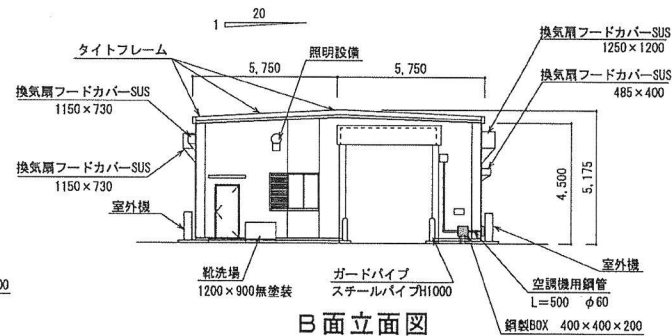
施工場所	改修仕様	数量
外壁面積	塗膜防水塗装	337㎡
外壁クラック延長	Uカットシール	109.2m
折板屋根面積	塗膜防水塗装	579.6㎡
建具 (窓・扉)	かぶせ工法	12箇所
空調用配管、鋼製BOX面積	塗膜防水塗装	7.9㎡
各種目地、建具周囲シーリング	MS-2 PU-2	359.8m

「関係者以外不許複製」

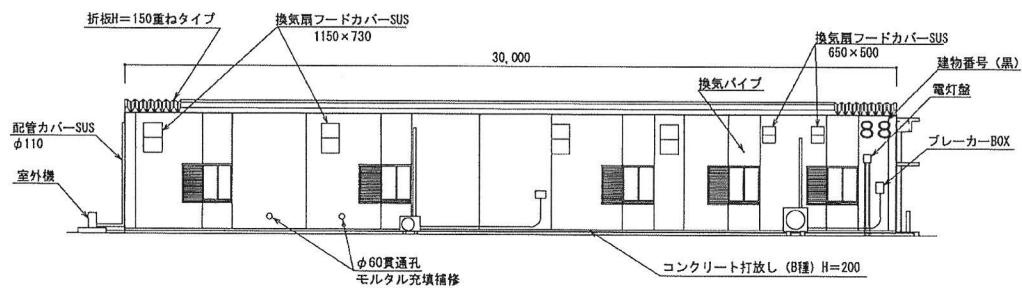
件名	#88 防水改修工事	図面番号	1 / 6
図名	案内図		
縮尺	S = NS		
航空自衛隊下甌分屯基地			



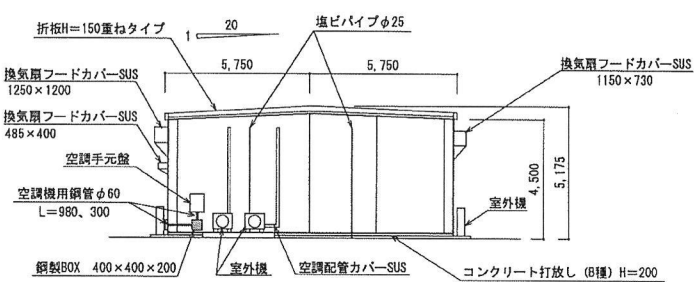
A面立面図



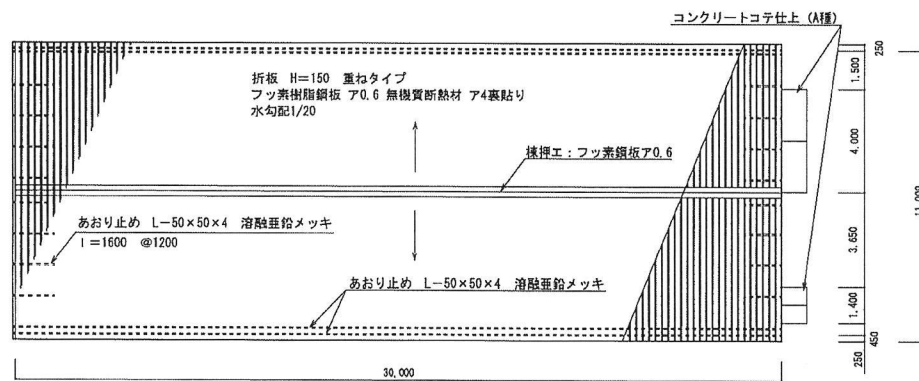
B面立面図



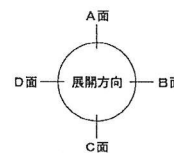
C面立面図



D面立面図



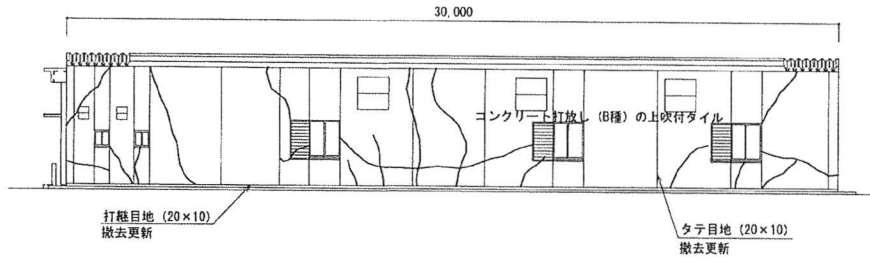
屋根伏図



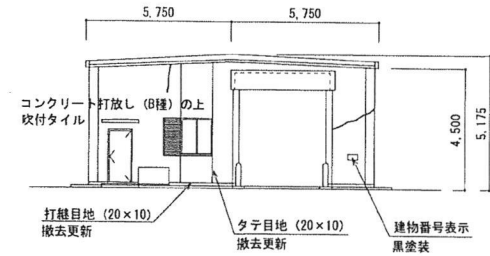
「関係者以外不許複製」

件名	#88 防水改修工事	図面番号	2 / 6
図名	#88 立面図、屋根伏図		
縮尺	S = N S	番号	
航空自衛隊下鶴分屯基地			

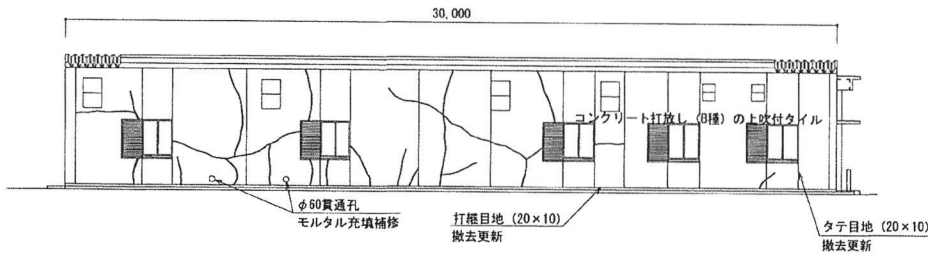
外壁補修 標準施工範囲



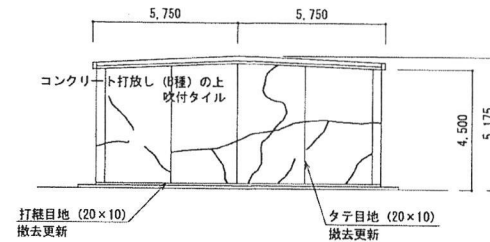
A面立面図 クラック長 約45.6m



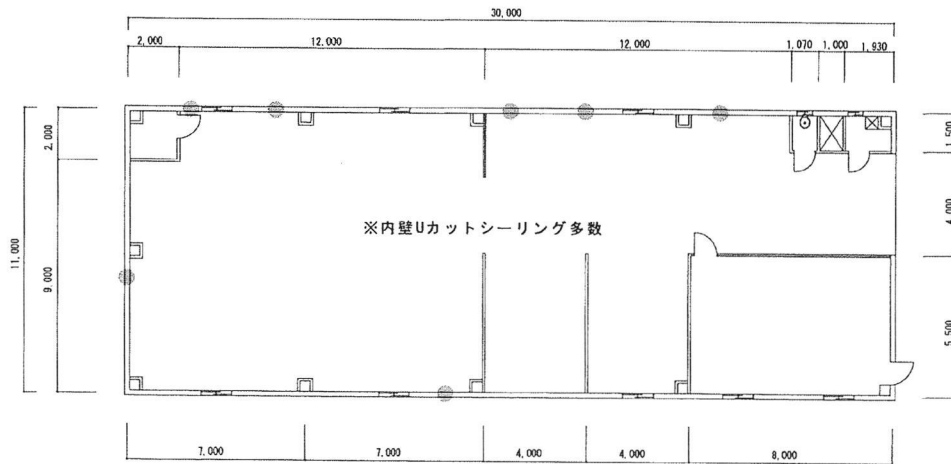
B面立面図 クラック長 約2.8m



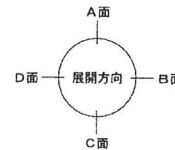
C面立面図 クラック長 約38.7m



D面立面図 クラック長 約22.1m



平面図



凡 例

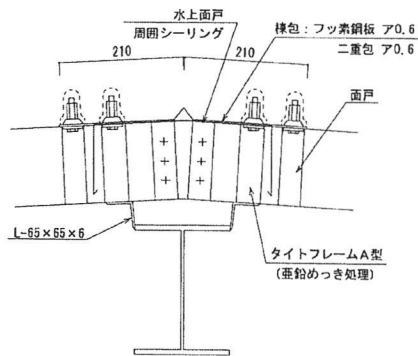
	クラック箇所 (外壁面)
	雨水滲み箇所 (室内)

「関係者以外不許複製」

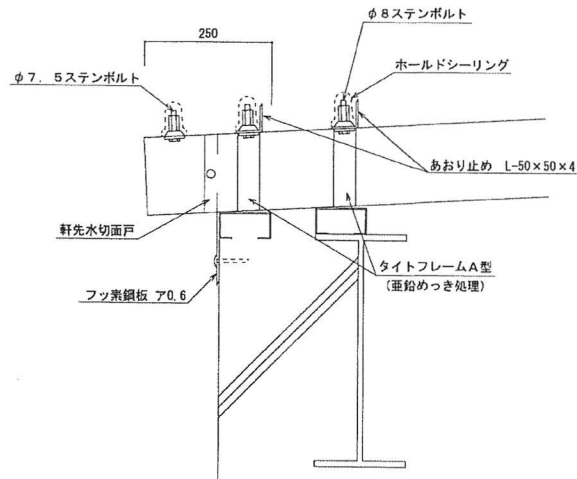
件名	#88 防水改修工事	図 面 番 号 3 / 6
図名	図示	
縮尺	S = NS	

航空自衛隊下甕分屯基地

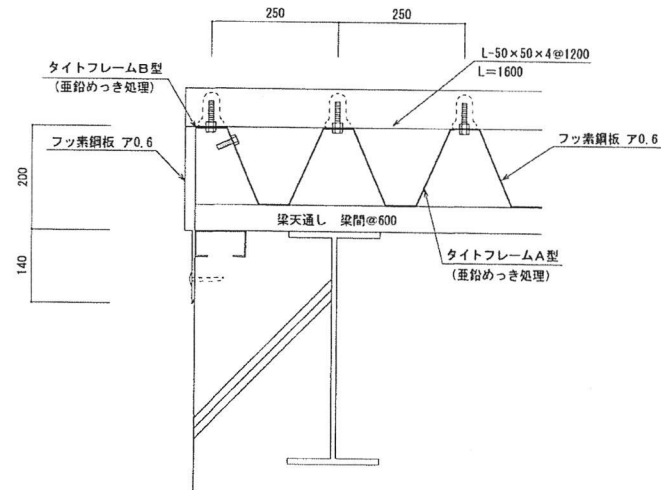
棟包詳細図



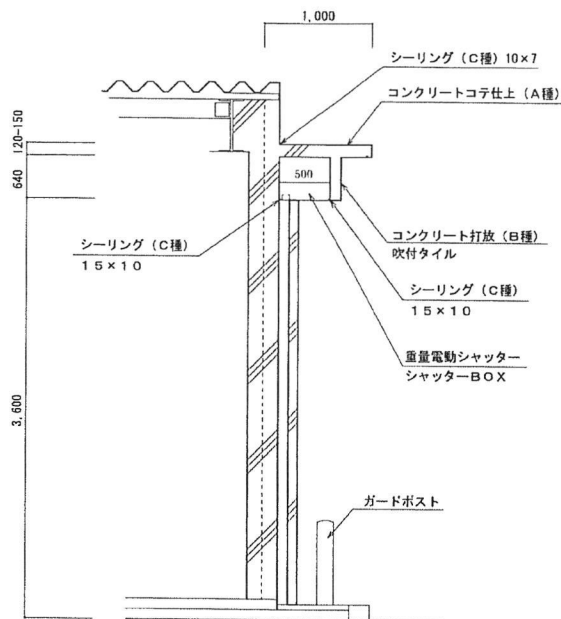
軒先詳細図



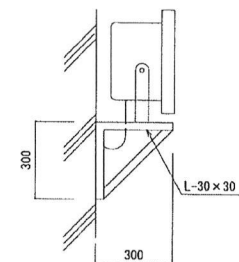
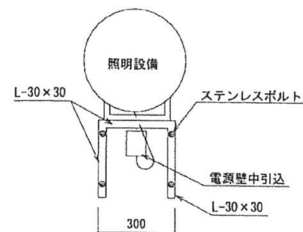
けらば詳細図



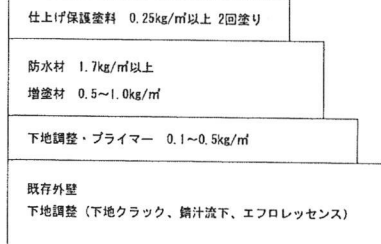
シャッター一部詳細図



照明設備詳細図



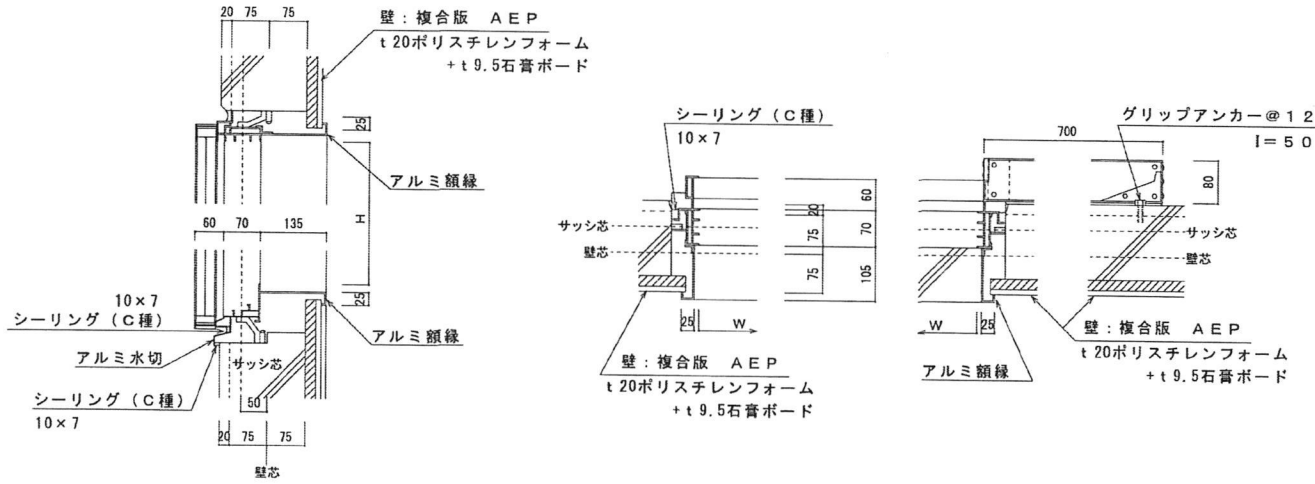
塗膜防水 施工標準断面図



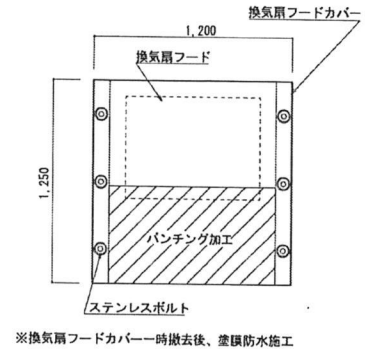
「関係者以外不許複製」

件名	#88 防水改修工事	図面番号	4 / 6
図名	図示		
縮尺	S = NS		

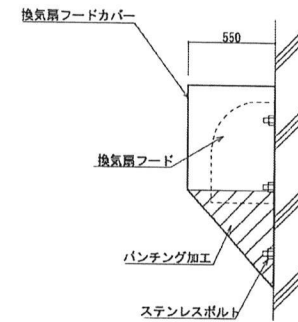
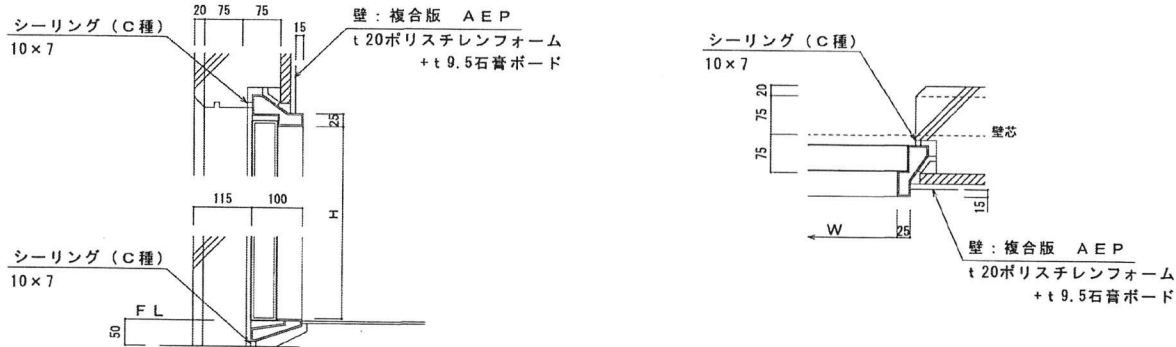
外部アルミサッシ (RC造) (雨戸一体型) 詳細図



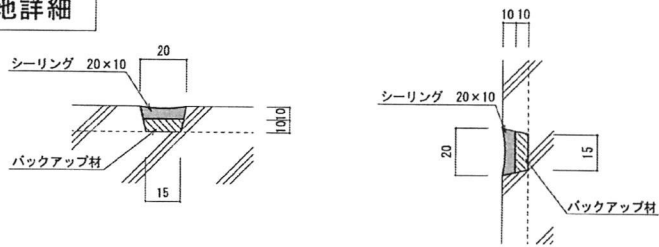
換気フードカバーSUS 標準詳細図



外部扉断面詳細図



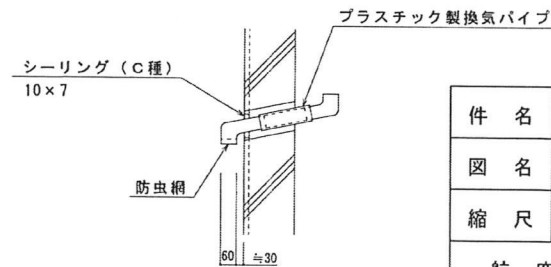
外壁目地詳細



タテ目地

打継目地

換気パイプ (天井裏) 詳細

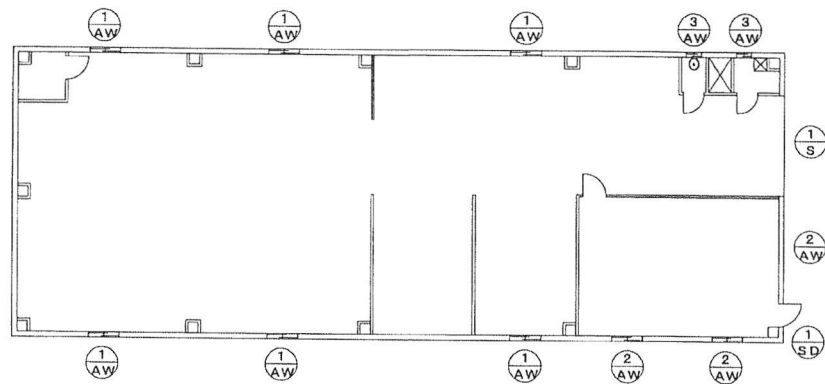


「関係者以外不許複製」

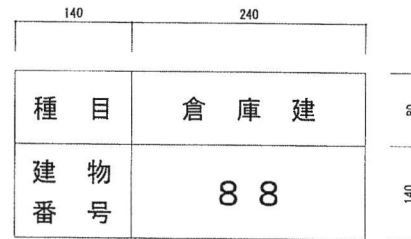
件名	#88 防水改修工事	図面番号	5 / 6
図名	建具表		
縮尺	S = N S		

符号名称	① S 重量電動シャッター	① SD 鋼製片開き両面フラッシュ戸	① AW 雨戸枠一体型アルミ製引違い窓	② AW 雨戸枠一体型アルミ製引違い窓	③ AW アルミ製引違い窓
数量	1	1	6	3	2
形状寸法					
仕上見込	スチール SOP ア1.6	SOP 枠見込: 100 扉見込: 40	アルミ製 枠見込70 シルバー仕上	アルミ製 枠見込70 シルバー仕上	アルミ製 枠見込: 70 シルバー仕上
硝子			網入型板ア6.8	網入透明ア6.8	網入型板ア6.8
金物	手動チェーン、耐風仕様(125kg/m ²) 取外し式耐風柱、附属金物一式 シャッターケース 底板のみ シャッターガイドレール	シリンダー本締付モノロック錠(1) 丁番(3) ステンレス歯摺-40×20×2 附属金物一式 戸当り	クレセント錠 附属金物一式 アルミ額縁 W=105 水切 W=35	クレセント錠 附属金物一式 アルミ額縁 W=135 水切 W=35	クレセント錠 附属金物一式 アルミ額縁 W=40 水切 W=90
シーリング(撤去更新)	15×10 C種(全周)	10×7 C種(全周)	10×7 C種(全周)	10×7 C種(全周)	10×7 C種(全周)
建具改修方法		かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法

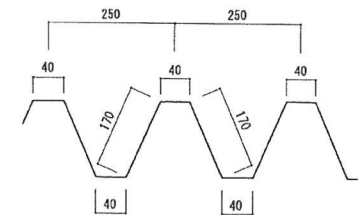
建具キープラン図



建物番号表示詳細図



折板屋根詳細図



「関係者以外不許複製」

件名	#88防水改修工事	図面番号 6 / 6
図名	建具表	
縮尺	S=NS	
航空自衛隊下甌分屯基地		

※枠、文字共に黒色塗装
※建物番号(黒)現場合わせ黒色塗装

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年4月18日付で入札公告のありました、#88防水改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面

以 上

同種の工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/JV(出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

配置予定の技術者

会社名

項目	主任技術者又は監理技術者	
氏名		
最終学歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法令による資格・免許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他の工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月 ~ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注：1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。ただし、成績評定が行われなかった場合は、添付は要しない。

工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見